

## 被災者、市民の皆様

この度の台風19号では、本市におきましても未曾有の被害を受けました。秋山川が決壊し、床上・床下浸水被害約2,700戸、主な橋も中橋ほか9橋が崩落、避難者も一時4,217名を出すに至りました。被害にあわれた地域の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

現在、市は、他の自治体、自衛隊、多くの関係機関、企業及び各種団体の皆様のご支援、そして町会や市民の皆様のご協力を得て、災害復旧に努めております。あらためて皆様にお礼を申し上げます。今後も、国、県と密接な連携を図り、復旧に向けて全力で取り組むと同時に、市民の皆様に寄り添い、一体となって本市復興に向け邁進してまいりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

令和元年10月17日 佐野市長 岡部正英



知事に秋山川決壊現場を説明



救援物資の受け入れ

## 災害関連のお知らせ

※詳細、最新情報は市ホームページで確認いただくか、お問い合わせください

### 災害ごみの受け入れ

今回の台風によって一般家庭から発生したごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、粗大ごみ（家具、家電など）の仮置場を11月15日（金）まで設置しています。

▼時間 午前9時～午後3時  
また、ブロック、金属製フェンスは、葛生清掃センターにお持ちください。

■問合せ 田沼グリーンセンター ☎(22) 2654  
葛生清掃センター ☎(86) 4351

### 土砂の処理

▼時間 午前9時～午後4時  
▼場所 田沼グリーンスポーツセンター 多目的競技場（今後変更の可能性あり）※運べない場合は地域でまとめるか、民地内の運び出しやすいところや交通に支障のない道路脇などにまとめてください

■問合せ 環境政策課 ☎(20) 3013

### 浸水した家屋の消毒

床上浸水した家屋の感染症拡大のリスクを防ぐため、床上浸水した場合は衛生対策を行ってください。

### 消毒薬の種類や使い方などの詳しい内容は、厚生労働省や栃木県のホームページをご確認ください。

浸水した所の洗浄や拭き取りにより十分に汚れを除去し、乾燥させた後、消毒をするようにしてください。

※事業所の方はご連絡ください  
■問合せ 環境政策課 ☎(20) 3013、安足健康福祉センター ☎(41) 5900

### 医療機関の受診について

被災に伴い保険証を紛失している方は、次の事項を医療機関などにお伝えください。保険証がなくても保険医療を受けることができます。

①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号など）、④加入している医療保険者が分かる情報※被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所および組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

体調がすぐれないときなどは、お近くの診療所（医院・クリニック）でお早めの受診をお勧めします。

■問合せ 医療保険課 ☎(20) 3024

## り災証明書の発行

り災証明書は、所有の住宅などに被害があった場合、その被害の証明として交付するものです。

受付後、現地調査を行い、証明書を交付します。

▼受付場所①市民活動スペースC(市役所1階) ※10月16日から当面の間②田沼行政センター・葛生行政センター、③赤見、野上、新合、飛駒の各支所▼時間①(平日)午前8時30分～午後5時15分、(水・金曜日)午前8時30分～午後7時、②(平日)午前8時30分～午後5時15分、(水曜日)午前8時30分～午後7時、③(平日)午前8時30分～午後5時15分

### 必要書類

り災証明申請書  
・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード・保険証など)  
・窓口に来る方が代理人の場合には委任状

・被害を確認できる書類(被災状況がわかる写真、修理の見積書・領収書など)

※申請書類、委任状について

は各窓口に備え付けてあるほか、市ホームページよりダウンロードできます

### 費用

無料

### 問合せ

市民課  
(20)3019  
田沼行政センター  
(61)1124  
葛生行政センター  
(86)4713

## 国民年金保険料の免除申請

国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)については、災害などで大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料が免除される制度(特例免除)があります。

申請にはり災証明などの被災状況を確認できる書類が必要になります。

詳しくは、お問い合わせ下さい。

### 受付場所

市民課年金係、田沼・葛生行政センター市民係、赤見・野上・新合・飛駒の各支所

### 問合せ

市民課年金係  
(20)3019  
田沼行政センター市民係

(61)1124

葛生行政センター市民係

(86)4713

栃木年金事務所

(20)2822(2)6074

## 迂回路として林道を利用する際の注意点

林道は原則として林業関係者が使用する道路であり、通行上の安全対策が十分ではありません。利用にあたっては、以下の点にご注意ください。

・幅が狭く、急なカーブが多く見通しが悪い  
・安全な速度で走行を

・常に落石の危険性あり(降雨、降雪、地震時にはより危険が高まる)

・未舗装の箇所があり、路面に凹凸が多い。  
・ガードレールなどの防護柵が設置されていない箇所あり

・すれ違いが困難。対向車に気をつけて走行を。  
・駐車はしない。  
・大型車両も通行。

・夜間、降雨時は通行しない。  
※トイレ、ガソリンスタンド、照明設備はありません

問合せ 農山村振興課(市)

が管理している林道)

(61)1163

## 総合相談窓口の設置

台風19号による災害に遭われた市民の皆さんに対する相談窓口を一箇所にして担当課をご案内できるようにするため、総合相談窓口を設置しています。

▼時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
▼場所 佐野市紹介スペース(市役所1階)

※場所は変更になる場合があります

### 問合せ

交通生活課  
(20)3014

## 宅地内の排水設備清掃にあたってのお願い

公共下水道を使用しているお宅で、宅地内の下水道排水設備(管、ます)に詰まった土砂などを清掃する際は、下水道の本管へ土砂などを押し流さないようご注意ください。

本管のつまりの原因となり、周辺のお宅で下水の流れが悪くなるなどの影響が出てしまいます。

問合せ 下水道課

(23)1120

## 被災した住宅の応急修理

住宅の応急修理とは被災した住宅を修理する際に最大59万5千円が支給されます。対象となる方はご活用ください。

### 対象

・住宅が半壊、大規模半壊の被害を受けた方で、公営住宅などへの一時入居などを利用されない方(半壊は所得要件あり)

・現に避難所または車などで避難生活を送っている方で、応急修理により避難生活が解消される方

▼対象範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管・配線・トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な可欠な部分※畳や壁紙のみの内装については対象外(佐野市の指定業者に工事をしていただく必要があります)

原則として1カ月以内に完了する応急的な工事が対象となります。詳細はご相談ください。

問合せ 建築住宅課  
(20)3103

